

平成 27 年 2 月 10 日

松阪市議会議員 水谷 晴夫 様

## 松阪市議会 青凜会 研修参加報告書

研 修 日 : 平成 27 年 1 月 27 日(火) 18 : 00 ~ 22 : 00

研修場所 : 兵庫県尼崎市

研修内容 : 尼崎ソーシャル・ドリンクス vol.19

「生活困窮者自立支援法施行を前に自立支援について考える」

参加議員 : 沖 和哉



松阪市議会 青凜会

報告者 沖 和哉

## 【講師】

### ・工藤 啓 氏（認定特定非営利活動法人育て上げネット理事長）

平成 2001 年、若者就労支援を専門とする任意団体として設立。平成 2004 年 NPO 法人化。著書に「大卒だって無職になる・“はたらく”につまずく若者たち-」（エンターブレイン）、「無業社会 -働くことができない若者たちの未来-」（朝日新聞出版）など。金沢工業大学客員教授、東洋大学非常勤講師。内閣府「パーソナルサポートサービス検討委員会」委員等歴任。

### ・川口 加奈 氏（特定非営利活動法人 Homedoor 理事長）

14 歳でホームレス問題に出会い、ホームレス襲撃事件の根絶をめざし、炊出しや 100 人ワークショップ などの活動を開始。19 歳で NPO 法人 Homedoor を設立し、シェアサイクル HUBchari 事業等で元ホームレスや生活保護受給者累計 80 名に就労支援を提供する。ウーマン・オブ・ザ・イヤー2013 若手リーダー部門選出。世界経済フォーラム GlobalShapers 選出。

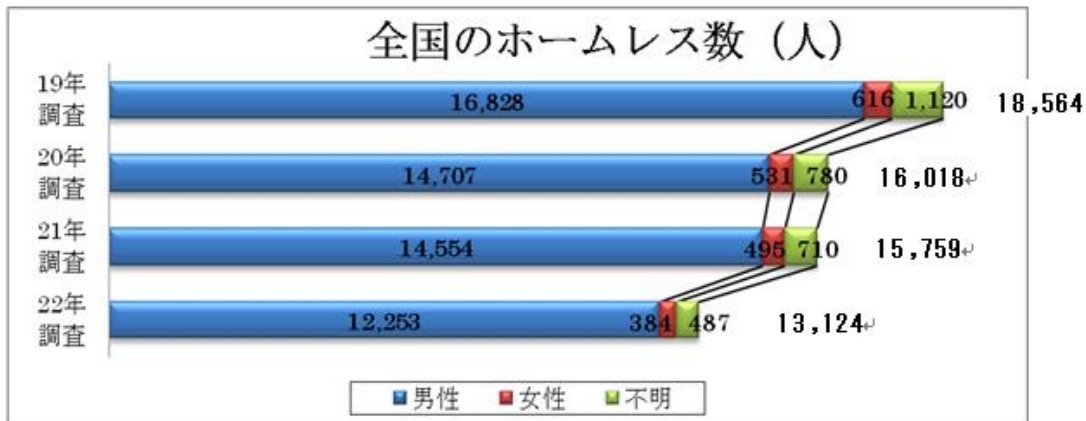
### ・船木 成記 氏（尼崎市顧問・博報堂ディレクター）

株式会社博報堂入社後、ソーシャル・マーケティング手法によるビジネス開発業務に携わる。特にソーシャル・マーケティングを専門領域とし、環境コミュニケーション、市民参加型の地域づくり、観光分野の人材育成、NPO 支援、パートナーシップ構築のプロデュース等数多く手がけてきた。2007 年 9 月 内閣府政策企画調査官に就任。（博報堂からの兼務出向）2012 年 4 月 尼崎市顧問に就任。

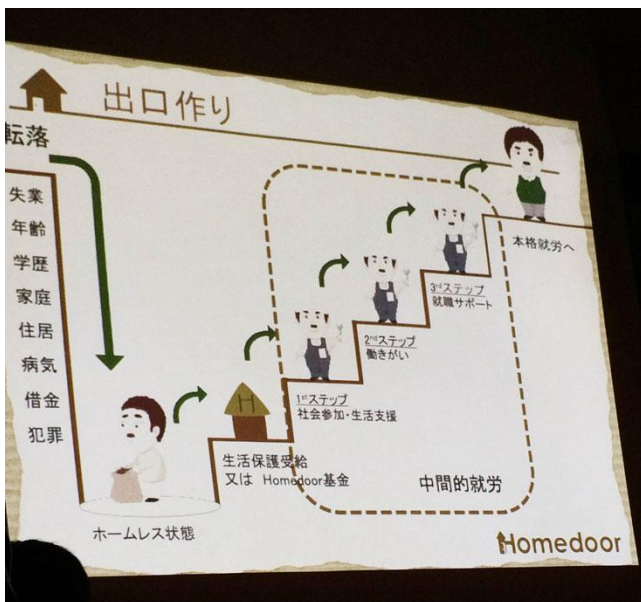
### ・能島 裕介 氏（特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー理事長・尼崎市参与）

神戸市生まれ。関西学院大学在学中に阪神・淡路大震災で被災した子ども達の支援活動に従事。学生時代に行っていた活動を NPO 法人化し、NPO 法人ブレインヒューマニティー理事長に就任。950 名以上の大学生ボランティアを主体としながら青少年を対象にした野外活動、国際交流活動、不登校支援活動、子どもの貧困支援活動などを展開。2013 年 4 月より尼崎市参与（ソーシャルビジネス振興担当）に就任。

【研修内容① NPO 法人 Homedoor の活動より】



厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果（平成 22 年 3 月）」より

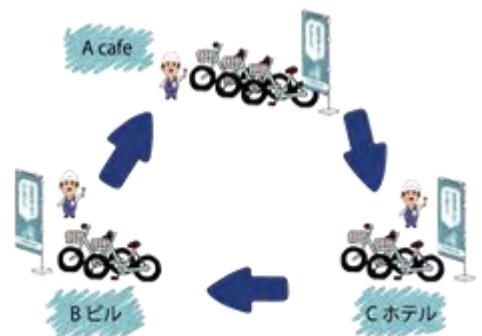


日本には全国に約 800 万戸の空き家があるにもかかわらず、ホームレス状態の人たちがあふれている矛盾がある。ホームレス自立支援法が 2002 年に施行されてから、様々な支援が行われているが、いまだに解決に至らない社会的課題である。失業・病気等で収入を失い、預貯金を使い果たし、高熱費や家賃の滞納から生活基盤を失い、ホームレス状態となった人たちにとって、1 度底まで落ちきってしまったから抜け出すことは容易ではない。就労支援や住宅資金貸付等の行政サービスはあるが、役所まで出ていく力や就職活動に向き合う力があり、そして、それにまつわる実費を払えることができる人たちだけがセーフティネットにひっかかっている状態。

生活保護制度においては社会的な批判も多く、受け入れることができない当事者の苦悩もある。ホームレスの人たちは、国の世話にならず、自分の力でなんとか日々を過ごしていきたいと、空き缶拾いでわずかな収入（日給 約 800 円）を得て暮らしている状態。

路上での無業状態からの脱出をサポートするために、生活困窮状態への支援を組み立てる必要がある。

HUBchari は、ホームレスの方々のほぼ共通の特技である自転車修理を活かしたシェアサイクルシステム。大阪市内で現在、9 拠点（相互乗入れ拠点を含めると 20 拠点）のどこで借りても、どこで返してもいいレンタサイクルの進化版。運営するのは、ホームレスの方や、生活保護を受けている方々であり、いわゆる中間的就労の場として、HUBchari は機能している。今まで 56 名の方が働き、25 名の方が HUBchari をきっかけに次の仕事を見つけた。





HUBchari は、ホームレス・生活保護問題の解決を目指すだけでなく、自転車のシェアリングによる自転車問題の解決も同時に目指している。これにより、働く方にとっても単に支援される側となるのではなく、自転車問題を解決する側、支援する側にまわってもらい、より働きがいを感じてもらえる仕組みとなる。

HUBchari を設置するのは、お店やビル、ホテル、そして公共機関のノキサキ。「ノキサキ貢献」という新たな企業の社会貢献活動の形として、設置場所を提供してもらっている。また、行政の自転車対策、生活保護対策の一環で、2012 年度は大阪市住吉区と、2013 年度は大阪市北区と提携。

HUBchari では、ホームレスの方や生活保護受給者に 6～12 ヶ月間の「就労リハビリ」という就労支援を実施。働くことから遠ざかり、就労意欲も下がってきている方に、再び働く機会を提供し、働く中でその方の就労阻害要因となっている事柄を見いだし、それを改善できるように個別のサポートを実施する。本格的な就労へのステップとして提供している。

(画像・資料 Homedoor HP より)

## 【研修内容② 認定 NPO 法人育て上げネットの活動より】

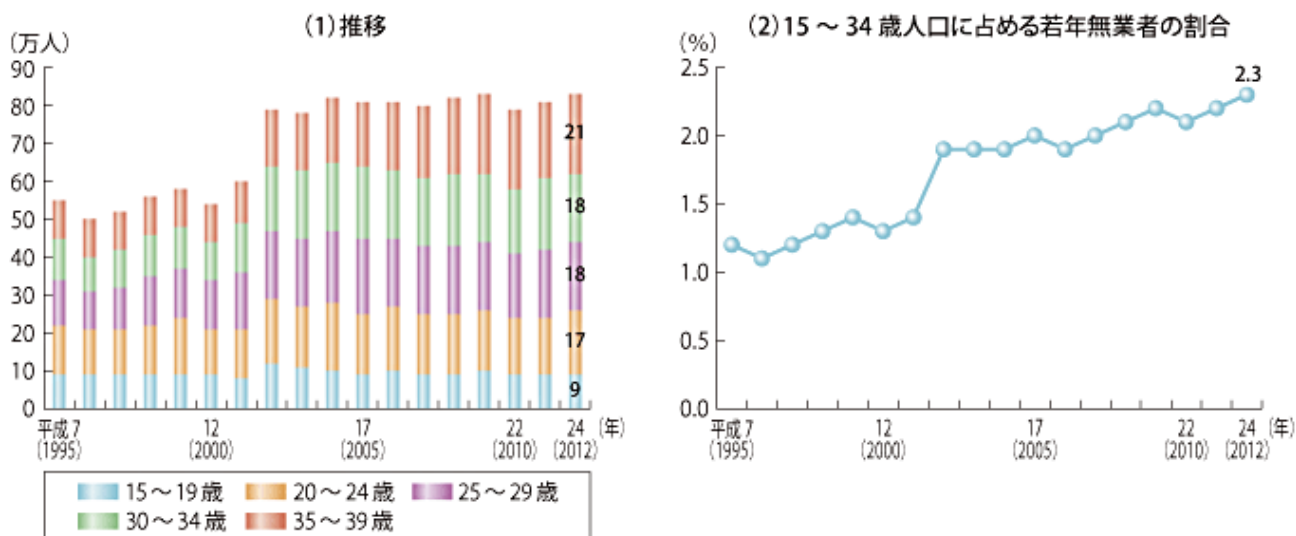
15～34 歳、25～34 歳の完全失業率が全年齢の平均に比べ高くなっている（2012 年）。また、長期失業者を年齢別に見ると、60%が 15～44 歳の若者層であり、直近 20 年間で 10%も増加している。

「就学していない、働いていない、職業訓練もしていない」いわゆるニートと言われる人々は 60 万人。ひきこもり状態にある人が 70 万人。働いている人の 3 分の 1 が非正規労働者で、5 人に 1 人が年収 200 万円以下。若者の自立を取り巻く状況は厳しく、個人の問題ではなく、日本の社会問題である。

若年層（15～39 歳）の 10 人に 1 人が就労しておらず、ニートやひきこもりに代表される若年無業者は一貫して増加傾向にある。さらに、求職活動が就職につながらない失業者ではなく、求職活動の手前にいる無業者の存在はあまり知られていない。例えば、2013 年の春に大学を卒業した約 56 万人のうち、6%（3 万人）が就職も進学もせず、その準備もしていない。ここからもわかるように、若年就労支援の対象者は、特別な事情を抱えた個人の問題ではなく、誰もが対象となりうる分野になっている

若者の問題を、個人的問題に帰結せず、社会全体で解決すべきであるという認識をひろめ、課題解決のための担い手を増やしていく必要がある。若者の現状について、広く一般に情報を周知するとともに、行政機関や企業との協働によってより多くの当事者にサポートを行うことが求められる。また、現場での活動だけでなく、国や行政への政策提言によって、若者を取り巻く問題を解決していくための社会的な仕組みづくりが必要であると考えられる。

**第1-4-13図 若年無業者数**



(出典) 総務省「労働力調査」  
 (注) 1 ここでの若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載。  
 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

認定 NPO 法人育て上げネットは、「社会経験の穴」を埋めていける場をつくり、若者を支援していくとともに、その保護者や家族へのサポートも実施。さまざまな困難により無業となる若者を支えていくことは、社会で解決すべき課題であると考えている。社会全体で若者に対して十分なサポートをしていくことは、若者自身の未来を拓くとともに、私たちの社会にとって大きなプラスとなる「社会投資」。

すべての若者が社会的所属を獲得し、「働く」と「働き続ける」社会を創るため、若者が安心を実感し、挑戦できる関係性ある場の提供と、広く社会全体で若者を応援する土壌を作っていく。

「若者と社会をつなぐ」。これが私たちの果たすべき使命であるとする。

**【ジョブトレ】**

若者に提供する就労基礎訓練プログラム。それぞれの悩みや希望に応じて個別的な課題設定をしながら、グループ行動を基本とした継続的なメニューに取り組むことにより、就労に向けて少しずつステップアップしていく。スタッフが相談に乗りながらサポートし、他の支援機関や団体、行政、企業との連携も含めた「包括的な支援」を実現している。



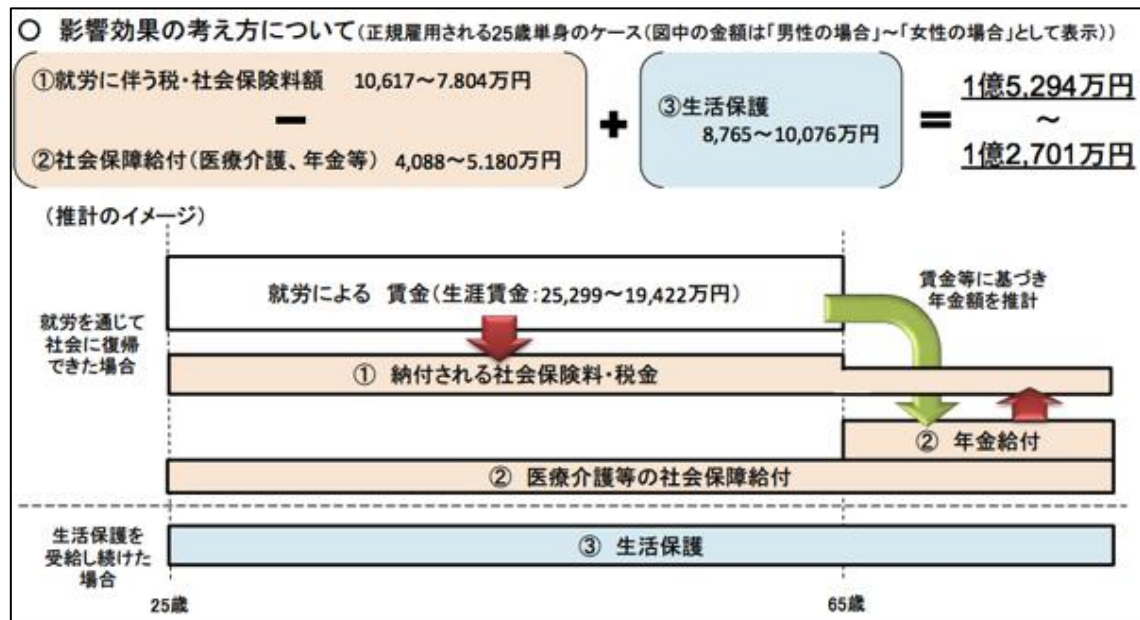
(画像資料 育て上げネット HP より)

## 【所感】

厚生労働省の基準では34歳までがニートであり、35歳となった今、定義からは外れてしまったが、若者問題には同年代として今までずっと意識を持ってかかわってきた。そこに、ホームレス問題である。平成22年の調査では三重県には61人のホームレスの方がおり、全国的には少ない数字であるように思えるが、逆に、この三重県にも存在することを改めて痛感した。車がないとほぼ生活に困る地方都市では、路上生活者よりも車中生活者の方が多いであろうと推測できるため、より複雑化した問題があると考えられる。若者問題については、本会議等でも何度も取り上げてきたとおり、松阪市においては若者支援の担当部署が存在せず、就労支援的な面でかろうじて取り組んでいるに過ぎない。

また、生活困窮の問題は若者だけに限らず、さまざまな要因から起こる。失業、疾病、障がい、低学歴、家庭環境による連鎖。法制度や行政サービスが多岐にわたって存在するにもかかわらず、そこに引っかけられない（もしくは引っかけられないように排除される）ことで生活困窮が生み出されているのであれば、それはもはや個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題である。特に、行政としては絶対に見過ごすことがあってはならないし、知らないしわからないでは済まないのである。

松阪市は生活保護率も高く、一見すると生活困窮課題へのサポートは厚いようにも思えるが、本来は生活保護制度を一時的な支援として、そこから脱却することで当事者の方のQOLを高めていくスキームが必要なのではないかと考える。もちろん、疾病や障がいなどを抱え、就労が困難な方々も存在するため、すべての人たちに生活保護から脱却することがあてはまるわけではないが、Homedoorの取り組みのように「生きがい・やりがい」を感じてもらおう仕組みづくりはすべての人にとって必要なはずである。



厚生労働省「貧困 格差、低所得者対策 ・ 格差、低所得者対策に関する資料」より

厚労省の出している生涯コストの差が1億5000万円というデータにもあるように、生活困窮者へのサポートを行うことは、自治体としての経済基盤を支える社会投資でもあり、手をこまねいている場合ではない。平成27年度施行の生活困窮者自立支援法が求める福祉事務所の総合相談は、これまで以上に困

難な課題となるが、だからこそ、行政としては全力で向き合うべきである。